

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



# 告示 保安林等の皆伐面積の残存許容限度を公表する件

目次

告示

福島県告示第五百六十四号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の一第三項の規定により、平成二十五年度において許可すべき同一の単位とされる保安林等の皆伐面積の残存許容限度を次のとおり公表する。

平成二十五年度皆伐面積の残存許容限度  
同一の単位とされる保安林等の名称  
  
（単位 ヘクタール）  
　　残存許容限度

宇多川水源かん養保安林

宇多川土砂流出防備保安林

宇多川干害防備保安林  
新田川原山養保安林

新田川水源かん養保安林  
新田川土砂流出防備保安林

新田川干害防備保安林

請戸川水源かん養保安林

請戶川土砂流出防備保安林

請戸川土砂崩壊防備保安林

講戸川干害防備保安林

木戸川土砂流出防備保安林

木戸川防風保安林

平成二十五年九月二日

福島県知事  
佐藤雄平

位	福島県知事
ヘクタール	穀川上流干害防備保安林
及存許容限度	鮫川上流干害防備保安林
八四・九八	久慈川水源かん養保安林
三九・九〇	久慈川土砂流出防備保安林
〇・四二	久慈川干害防備保安林
二八五・〇〇	猪苗代地区水源かん養保安林
一一三・五〇	猪苗代地区土砂流出防備保安林
五・〇〇	桧原地区水源かん養保安林
二七四・〇二	桧原地区土砂流出防備保安林
一二四・五四	濁川水源かん養保安林
〇・〇四	濁川土砂流出防備保安林
四五七・五六	阿賀川下流水源かん養保安林
九六・三二	阿賀川下流干害防備保安林
一・七六	阿賀川中流水源かん養保安林

阿賀川中流土砂流出防備保安林  
阿賀川中流防風保安林  
阿賀川中流干害防備保安林  
只見川下流水源かん養保安林  
只見川下流土砂流出防備保安林  
只見川下流干害防備保安林  
阿賀川上流水源かん養保安林  
阿賀川上流土砂流出防備保安林  
只見川上流水源かん養保安林  
只見川上流土砂流出防備保安林  
只見川上流干害防備保安林  
浜通り地区保健保安林  
中通り地区保健保安林  
会津地区保健保安林

一、一、  
八八〇一〇六四  
一三五七二〇六四  
五・三三二〇六四  
五・二二八九  
八九一八  
二四二四  
二・九四  
二・七二  
五・九四  
二・五七  
二五〇〇九  
五〇三  
八〇〇三  
五〇一  
一、一、  
九・一八二九五  
九〇二四二二  
九・六二

(森林保全課)